

岩手県ギャンブル等依存症 対策推進計画（仮称）素案

令和2年12月

岩手県



岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画 目次

I	計画に関する基本的事項	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の性格	5
3	計画の期間	5
4	ギャンブル等依存症とは	5
(1)	医学上の定義	5
(2)	法律上の定義	5
II	本県のギャンブル等依存症をめぐる状況	7
1	岩手県内のギャンブル等の実施状況	7
(1)	岩手県内の公営競技の状況	7
(2)	岩手県内のパチンコ店舗数及びパチンコ台数の状況	7
2	ギャンブル等依存が疑われる者等の状況	9
(1)	国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況	9
(2)	県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況	9
(3)	精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況	10
(4)	医療機関におけるギャンブル等依存症の診療実績	11
3	ギャンブル等依存症に起因する社会的影響	11
(1)	東北財務局におけるギャンブル等に起因する多重債務相談の状況	11
(2)	個人破産件数の状況	12
(3)	配偶者暴力相談件数	12
(4)	自殺者数及び自殺死亡率の状況	13
(5)	刑法犯の総検挙件数の状況	14
4	ギャンブル等依存症に係る医療提供体制等	15
(1)	県内のギャンブル等依存症に対応できる医療機関	15
(2)	ギャンブル等依存症の自助グループ等	15

Ⅲ	計画の基本的な考え方	16
1	基本理念.....	16
2	基本的な方向性	16
(1)	正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	16
(2)	誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	16
(3)	医療における質の向上と連携の促進	16
(4)	ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	17
3	取組の視点	17
(1)	東日本大震災津波被災者等への配慮.....	17
(2)	家族への支援	17
(3)	人材の確保等	17
Ⅳ	基本的施策	18
1	正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	18
(1)	教育の推進等.....	18
(2)	不適切なギャンブルの誘引の防止.....	19
2	誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	23
(1)	相談支援体制の整備	23
(2)	相談支援等を行う人材の育成	25
3	医療における質の向上と連携の促進.....	27
(1)	ギャンブル等依存症に係る医療の充実等	27
(2)	関係機関との連携の促進	28
4	ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	30
(1)	社会復帰の支援	30
(2)	民間団体の活動に対する支援	31
5	指標	33
Ⅴ	推進体制等	34

1	それぞれの役割と連携	34
	(1) それぞれの役割	34
	(2) 包括的な連携協力体制の構築	35
2	関連施策との有機的な連携	35
3	計画の評価及び見直し	35
	【参考資料】	36
1	ギャンブル等依存症対策基本法	36
2	ギャンブル等依存症対策推進基本計画（概要）	44
3	岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱	45
4	自助グループ等一覧	47
5	簡易スクリーニングテスト	48

I 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等は、多くの人々が、趣味の一つとして健全に楽しんでいる一方で、過度にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるだけでなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を引き起こすおそれがあります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分に可能な疾患であるにも関わらず、当事者や家族が依存症であるという病識を持ちにくいといった疾患特性に加え、対応に当たる専門医療や相談支援体制が乏しいこと、治療や相談支援等に必要な情報を得にくいといった理由から、ギャンブル等依存症である者やその家族等に対する支援が必ずしも十分でない現状にあります。
- このような状況の下、国においては、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号、以下「基本法」という。）を平成30年10月に施行するとともに、平成31年4月には、同法に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定しました。
- こうした経過を踏まえ、本県においても、国の計画を基本とするとともに、本県の実情に即した「岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。
- 今後は、関係機関・団体等と連携しながら、本計画に基づくギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、県民が生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境づくりに寄与することにより、いわて県民計画（2019～2028）に掲げる基本理念である「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現を目指します。

2 計画の性格

この計画は、基本法第13条第1項に規定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置づけるものであり、「岩手県保健医療計画」、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」、その他の保健・医療・福祉の各分野に関する計画との調和を図りつつ、本県のギャンブル等依存症対策の基本的な考え方や方向性、対策を推進するための取組及び目標を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの3か年計画とします。

4 ギャンブル等依存症とは

(1) 医学上の定義

ギャンブル依存症は、1970年代後半にWHO（世界保健機関）において「病的賭博」という名称で正式に疾患として認められましたが、その後の研究により、ギャンブルが「やめたくても、やめられない」行動嗜癖のメカニズムとアルコール依存症や薬物依存症などの物質使用障害との類似点が判明したため、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類（国際疾病分類）第10版1990年）において、アルコール依存症等の物質使用障害と同じ疾病分類（物質使用障害及び行動嗜癖）に「病的賭博」として、最新版のICD-11（同第11版2018年）においては「ギャンブル障害」として位置づけられています。

また、APA（アメリカ精神医学会）が刊行する診断マニュアルの最新版であるDSM-5（精神疾患の分類と診断の手引き第5版2013年）においても、「ギャンブル障害」として、診断基準が定められた精神疾患の一つに分類されています。

(2) 法律上の定義

基本法では、第2条において「ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

● DSM-5 によるギャンブル障害の診断基準

- A. 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行為で、その人が過去 12 カ月間に以下のうち 4 つ（またはそれ以上）を示している。
- (1) 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やし賭博をする欲求。
 - (2) 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる。またはいらだつ。
 - (3) 賭博をするのを制限する、減らす、または中止したりするなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
 - (4) しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）。
 - (5) 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い。
 - (6) 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を“深追いする”）。
 - (7) 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
 - (8) 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
 - (9) 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状態を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。
- B. その賭博行為は、躁病エピソードではうまく説明されない。

軽度 : 4~5 項目の基準に当てはまる。

中等度 : 6~7 項目の基準に当てはまる。

重度 : 8~9 項目の基準に当てはまる。

II 本県のギャンブル等依存症をめぐる状況

ギャンブル等依存症は、基本法第1条で「ギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせている」とされており、これらに関する本県の状況等を以下に示します。

1 岩手県内のギャンブル等の実施状況

(1) 岩手県内の公営競技の状況

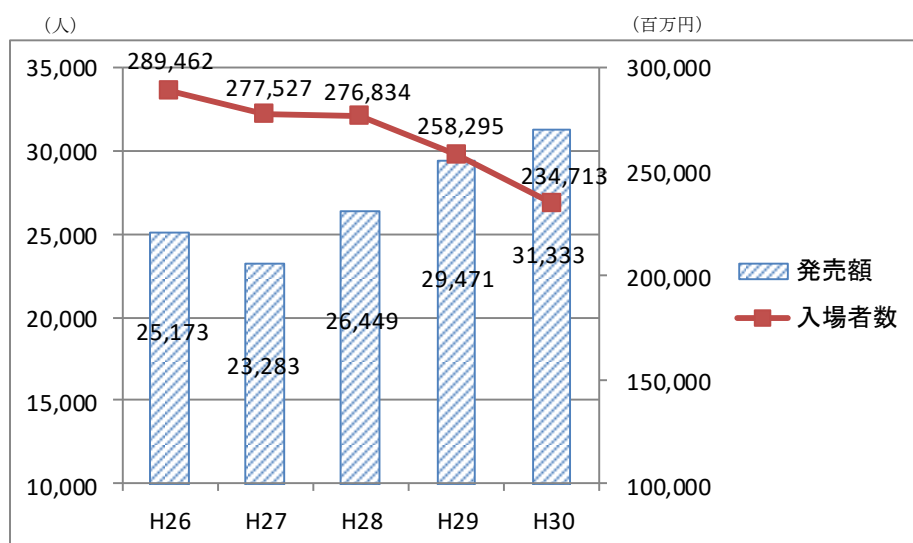
本県では、公営競技として岩手競馬が開催されています。

○岩手県内の公営競技の状況

競技場名	所在地	競技施行者
盛岡競馬場	盛岡市新庄字上八木田10	岩手県競馬組合
水沢競馬場	奥州市水沢姉体町字阿久戸1-2	岩手県競馬組合

※場外勝馬投票券発売所等を除く

【岩手競馬の馬券発売額及び入場者数】



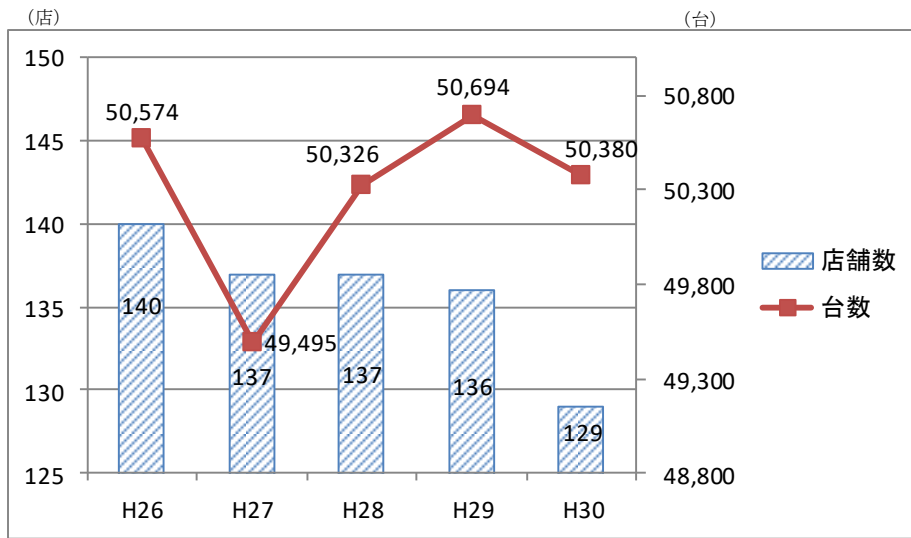
【出典】岩手県競馬改革推進室提供データ

(2) 岩手県内のパチンコ店舗数及びパチンコ台数の状況

本県のパチンコ店の店舗数は、平成26年度から減少傾向にあります。

また、パチンコ台数は、平成27年度から平成29年度年度にかけて増加した後、減少に転じています。

【岩手県内のパチンコ店舗数及びパチンコ台数】



【出典】全日本遊技業協同組合連合会統計

● 人口 10 万人当たりのぱちんこ店舗数

コラム 人口 10 万人あたりのパチンコ店
 ～岩手県は全国でも上位（表で紹介か）～

2 ギャンブル等依存が疑われる者等の状況

(1) 国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」（平成 29 年 9 月 29 日 全国調査結果の中間取りまとめ）によると、平成 29 年度全国調査における調査対象者の過去 1 年以内ギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、成人の 0.8%と推計されています。

【参考：平成 29 年度全国調査の概要】

- ① 研究実施主体 AMED（国立病院機構久里浜医療センターに委託して実施）
- ② 調査方法 面接調査（SOGS（48 ページ参照）簡易スクリーニングテスト）
- ③ 調査対象者 10,000 名（全国の住民基本台帳から無作為抽出）
- ④ 回答者数 4,685 名（回答率 46.9%）
- ⑤ ギャンブル等依存が疑われる者 0.8%（SOGS 5 点以上、過去 1 年以内）

(2) 県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況

本県において、ギャンブル等依存の状況について調査した資料はありませんが、仮に上記（1）の全国調査による推計値を、本県の成人人口に単純にあてはめた場合、本県において「ギャンブル等依存が疑われる者」は、およそ 8,000 人と見込まれます。

【参考：本県のギャンブル等依存症が疑われる者の状況】

令和元年 10 月 1 日現在の人口総数 1,226,430 人（岩手県人口移動報告年報）

うち 20 歳未満 192,483 人 ⇒ 成人人口 1,033,947 人

成人人口の 0.8% ⇒ 8,271 人 ÷ 8,000 人

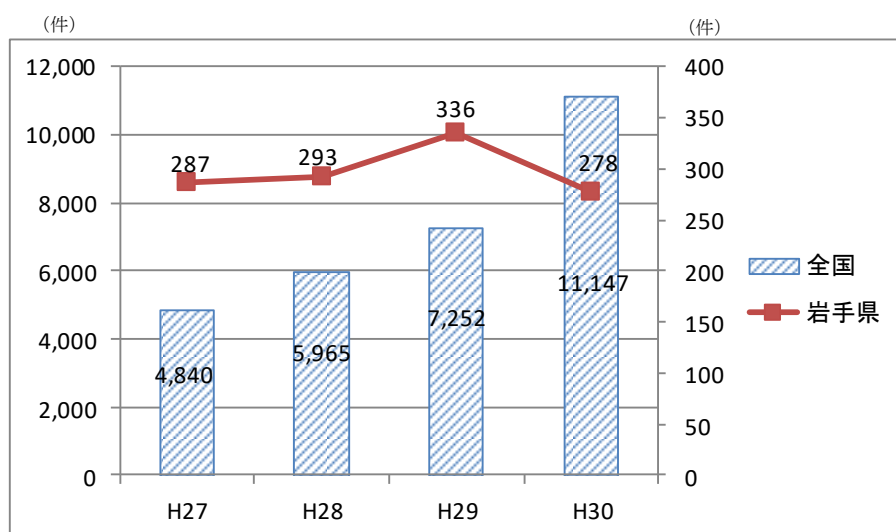
(3) 精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況

精神保健福祉センター及び各保健所では、ギャンブル等依存症に係る相談を電話又は面談により受けています。

精神保健福祉センターにおける相談対応件数は、全国では増加傾向であり、本県においても、平成29年度にかけて増加した後、減少していますが、毎年300件近い相談が寄せられています。

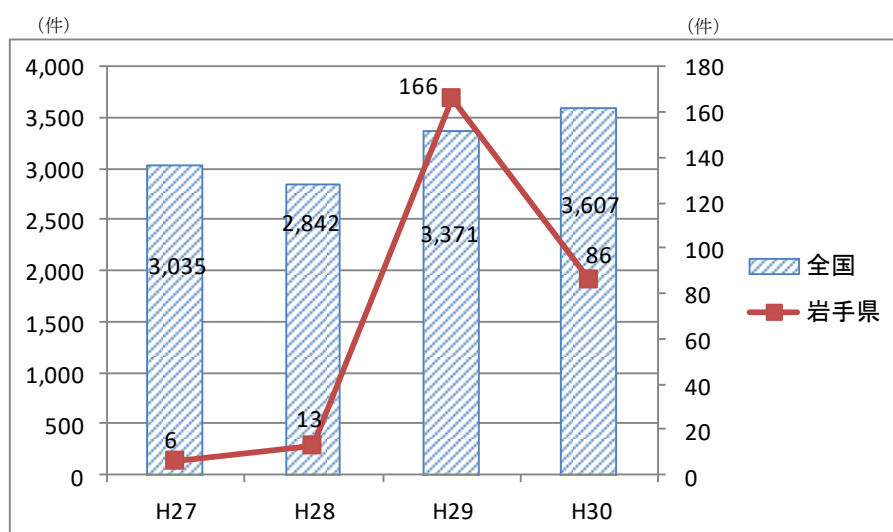
保健所における相談対応件数は、全国、本県とも平成28年度から平成29年度にかけて大きく増加しています。

【精神保健福祉センターにおける相談対応状況】



【出典】 衛生行政報告例（厚生労働省）

【保健所における相談対応状況】

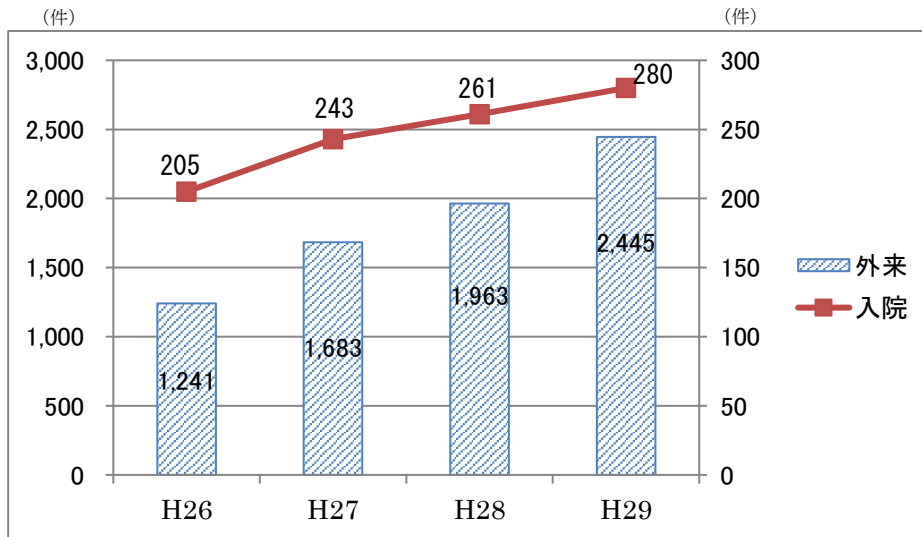


【出典】 地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

(4) 医療機関におけるギャンブル等依存症の診療実績

全国のギャンブル等依存症の診療実績は、外来患者数、入院患者数とも平成 26 年度から平成 29 年度にかけて増加しています。

【ギャンブル等依存症の診療実績（全国）】



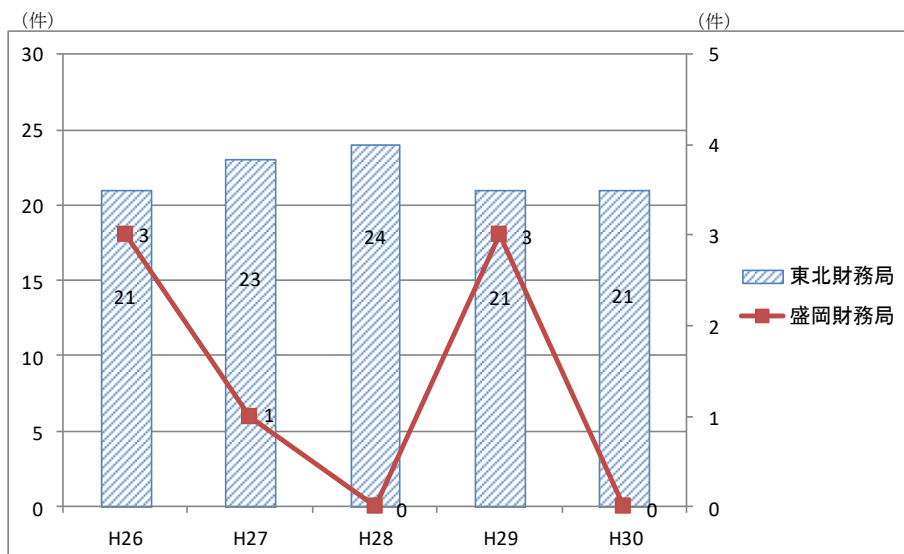
【出典】NDB オープンデータ（厚生労働省）

3 ギャンブル等依存症に起因する社会的影響

(1) 東北財務局におけるギャンブル等に起因する多重債務相談の状況

東北財務局におけるギャンブル等に起因する多重債務に関する相談件数は、毎年 21 件～24 件で推移しており、そのうち、盛岡財務局で受け付けた相談は、3 件前後となっています。

【ギャンブル等に起因する多重債務相談の受付件数】

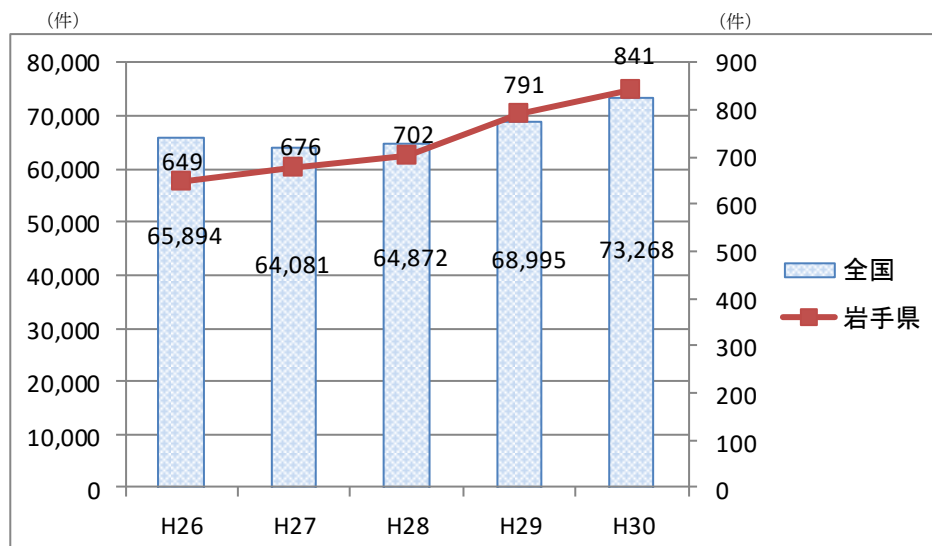


【出典】多重債務相談の受付状況について（東北財務局）

(2) 個人破産件数の状況

裁判所に対して申立てが行われた個人破産件数は、全国、岩手県とも、増加傾向となっています。

【個人破産の申立て件数】



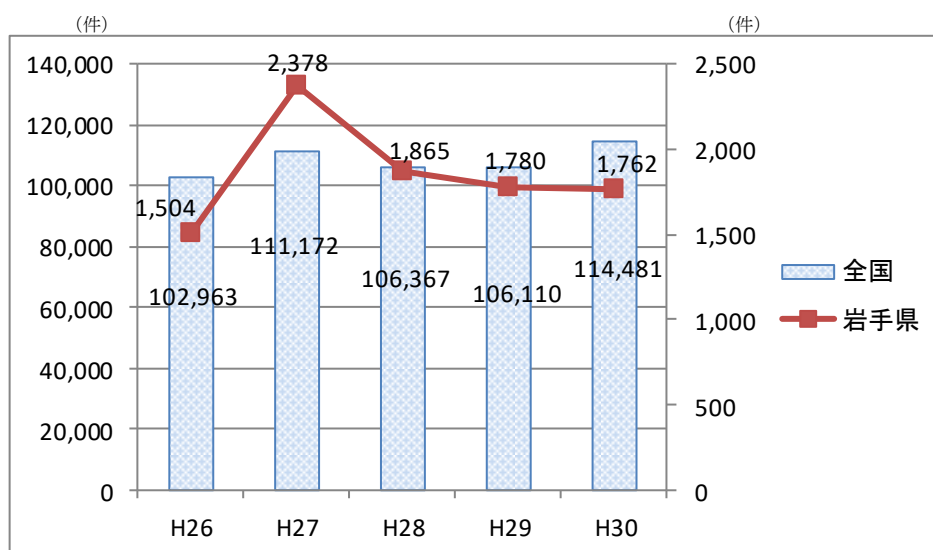
【出典】全国：裁判所データブック 2019（法務省）

岩手県：裁判所統計月報の数値を合計（法務省）

(3) 配偶者暴力相談件数

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、全国においては増加傾向、本県においては、H26年度からH27年度にかけて増加した後、減少しています。

【配偶者暴力相談件数】

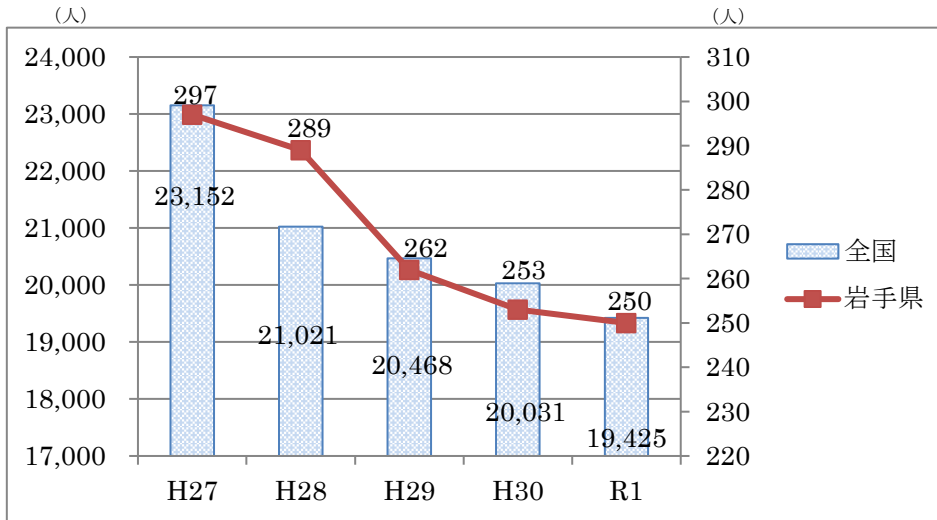


【出典】配偶者暴力相談支援センターの相談件数（内閣府）

(4) 自殺者数及び自殺死亡率の状況

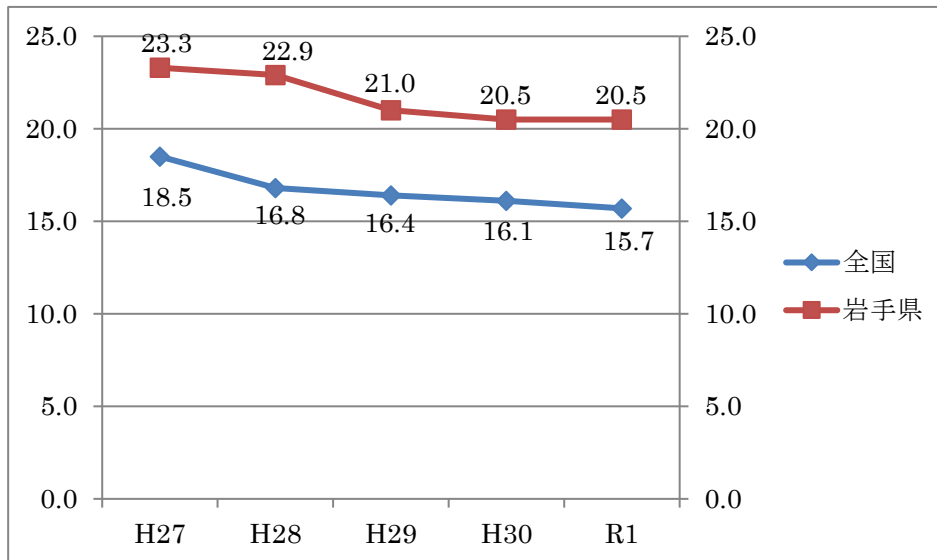
自殺者数及び人口動態統計に基づく人口10万人当たりの自殺死亡率については、全国、本県とも減少傾向となっています。

【自殺者数】



【出典】人口動態統計（厚生労働省）

【自殺死亡率】

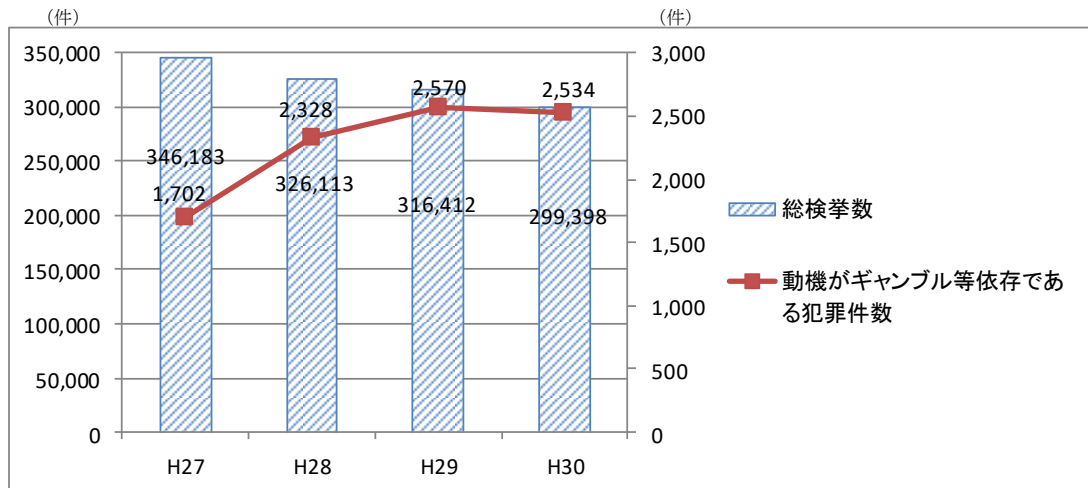


【出典】人口動態統計（厚生労働省）

(5) 刑法犯の総検挙件数の状況

全国の刑法犯の総検挙件数は減少していますが、ギャンブル依存が犯行の動機である刑法犯の数は増加から横ばいとなっています。

【刑法犯の総検挙件数】



【出典】 犯罪統計資料（警察庁）

4 ギャンブル等依存症に係る医療提供体制等

(1) 県内のギャンブル等依存症に対応できる医療機関

「いわて医療ネット～岩手県医療機関検索サービス～」(県医療政策室)には、県内のギャンブル等依存症に対応している医療機関として17医療機関(令和2年11月1日現在)が登録されており、精神科病院以外にも総合病院の精神科や神経内科、地域の精神科クリニック等一般診療所でも診療が行われています。

○ギャンブル等依存症に対応できる医療機関(令和2(2020)年11月現在)

2次医療圏	盛岡	岩手 中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	合計
精神科病院	4	1	1					1		7
その他の病院	1	1	1			1			1	5
診療所	4	1								5
計	9	3	2	0	0	1	0	1	1	17

【出典】いわて医療ネット <http://www.med-info.pref.iwate.jp/>

(2) ギャンブル等依存症の自助グループ等

岩手県内には、当事者やその家族が、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあうことを目的とした自助グループがあり、定期的にミーティング等を開催しています。

団体等名	活動内容
GA(ギャンブラーズ・アノニマス)盛岡グループ	当事者によるミーティング等
ギャマノン盛岡グループ	当事者の家族によるミーティング等

【出典】GA日本インフォメーションセンターホームページ <http://www.gajapan.jp/>

ギャマノン日本サービスオフィスホームページ <http://www.gam-anon.jp/home>

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本法第3条の規定を踏まえ、以下に掲げる事項を基本理念として、本県のギャンブル等依存症対策を推進していきます。

- (1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に実施します。
- (2) ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。
- (3) ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。

2 基本的な方向性

本県のギャンブル等依存症を巡る状況や基本理念を踏まえ、次の4つの方向性に基づいて、ギャンブル等依存症対策を推進していきます。

(1) 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

ギャンブル等依存症は、本人が依存症であるという病識を持ちにくく、誰もがなり得る可能性があることや、適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識の普及に努めるとともに、関係事業者等による予防措置や学校等の教育現場における予防教育を通じて、不適切なギャンブル等を防止する取組を推進します。

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

ギャンブル等依存症である者やその家族等を、できるだけ早期に個々の状況に応じた適切な支援につなげることができるよう、関係機関・団体と連携して相談支援体制を構築します。

(3) 医療における質の向上と連携の促進

ギャンブル等依存症である者が適切な医療を受けられるよう、専門医療機関の選定及び拡充に努めるとともに、各種研修会の開催等を通じて、ギャンブル等依存

症に適切に対応できる医療従事者等支援者を養成します。また、医療機関と相談支援機関、民間団体等の相互の連携を促進します。

(4) ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症である者の円滑な回復、社会復帰に向けて、地域で活動する自助グループを始めとする民間団体への支援に加え、職場を含め広く社会全体における理解の促進を図ります。

3 取組の視点

次の3つの視点に留意しながら、ギャンブル等依存症対策を推進します。

(1) 東日本大震災津波被災者等への配慮

東日本大震災津波の発災から現在まで、時間の経過とともに被災者が抱える問題は複雑化・多様化する傾向にあります。また、近年、多発する台風等の大規模災害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済環境の変化も、県民のこころの健康に重大な影響を及ぼしています。

これらの心理的なストレスがギャンブル等依存症につながらないように、災害時のこころのケア対策や災害公営住宅等における見守り活動等と連携して、ギャンブル等依存症対策に取り組みます。

(2) 家族への支援

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待等の問題を引き起こし、ギャンブル依存症である者だけでなく、家族の生活にも多大な影響も及ぼす危険性があることから、家族への支援にも取り組みます。

(3) 人材の確保等

ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者が、その業務を行うために必要な知識を十分に得られるよう配慮します。

IV 基本的施策

1 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

(1) 教育の推進等

【現状等】

- 一般的に、ギャンブル等依存症は本人が依存症であるという病識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなどの正しい知識が十分理解されていないため、ギャンブル等による問題が生じて、それがギャンブル等への依存により生じていることに本人や家族が気づかず、適切な医療や支援につながりにくいという課題があります。
- 学校教育においては、これまで、学習指導要領等に記述がなく、ギャンブル等依存症については、直接的な指導がなされてきませんでした。平成30年3月公示の新学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、平成30年7月公表の新学習指導要領解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げることとなりました。

【目標】

- ギャンブル等依存症である者やその家族をできるだけ早期に適切な医療や支援につなげるため、広く県民に対して、積極的な普及啓発や学校教育等を通じて、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ります。

【具体的取組】

① 広報・啓発の推進

- ギャンブル等依存症の理解を深めるための普及啓発イベントの開催等を通じて、ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなどの正しい知識の普及に努めます。
- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～20）等に合わせて、市町村や関係機関等に、啓発用ポスターやリーフレットを配付するなど、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発を実施します。

- ギャンブル等依存症の正しい知識の普及を図るため、公営競技やぱちんこ等の関係事業者、相談支援機関等と連携しながら、注意喚起・啓発用ポスターの掲示・配付等を行います。
- 行政や関係機関のホームページや公式の SNS を活用し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識に係る周知を行います。
- ギャンブル等依存症である者やその家族が適切な相談支援や治療につながるようにギャンブル等依存症の相談窓口や、ギャンブル等依存症に対応した医療機関の周知を行います。

② 学校における啓発の推進

- 新学習指導要領に基づくギャンブル等依存症を含む依存症に関する教育が、令和4年度高等学校入学生から開始されることを踏まえ、教育現場におけるギャンブル等依存症に関する理解を深めるため、国が作成した「ギャンブル等依存症指導参考資料」の教育現場への周知等を行います。
- 国が作成した発達段階に応じた子ども向け啓発資料等を、保健の授業において活用するなどして、児童・生徒のギャンブル等依存症に関する理解を深めます。

③ 家庭における啓発の推進

- 学校で行われるギャンブル等依存症に関する教育の内容を、各家庭でも共有する等、家庭におけるギャンブル等依存症への理解と予防への協力を引き続き求めていきます。

(2) 不適切なギャンブルの誘引の防止

【現状等】

- 競馬主催者においては、レース開催告知ポスターや新聞広告、競走番組表（出馬表）等を用いた注意喚起や、未成年者による勝馬投票券購入防止対策、本人又は家族の申告による競馬場への入場やインターネット投票の制限の実施等に取り組んでいます。
- ぱちんこ事業者団体では、ぱちんこへの依存防止対策を担う専門員の養成や広告・宣伝への注意喚起標語の掲載等、ぱちんこへの過度なめり込みを防ぐための様々な取組を行っています。

【目標】

関係事業者と連携し、社会全体で、不適切なギャンブル等の誘引の防止を図ります。

【具体的取組】

① 関係事業者による取組の推進

<競馬主催者>

- レース開催告知ポスターや新聞広告、競走番組表（出馬表）等に「馬券は20歳になってから。程よく楽しむ大人の遊び。」の全国統一キャッチコピーを表記し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動に取り組みます。
- 勝馬投票券の購入を来場者本人がやめることを望む場合、又は家族が本人に購入をやめさせることを望む場合には、本人の競馬場への入場やインターネット投票の制限を行います。
- 未成年者の勝馬投票券購入防止対策のため、注意喚起テロップの放映や、勝馬投票券の購入又は譲受け禁止の場内放送、警備員による声掛け等を行います。

<ぱちんこ事業者>

- ぱちんこへの依存防止対策を行う「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の養成に取り組みます。
- 各種広告・宣伝の際には、共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」の掲載に努めます。
- 来店者が1日の遊技使用上限金額を申告し、上限に達した場合に、従業員が当該来店者に警告する「自己申告プログラム」や、本人の同意を得た家族からの同意に基づき、本人のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の導入に努めます。

<競馬主催者・ぱちんこ事業者共通>

- 外部講師による研修会を開催するなど、従業員のギャンブル等依存症への理解を深める取組を実施します。

② 広報・指導等

- 県においては、県民に対する啓発活動により、不適切なギャンブル等の誘引の防止に関する取組を促します。

- 警察においては、引き続き遊技業の健全な発展に向けた指導に取り組むとともに、違法に行われるギャンブル等の取締りの強化を図ります。

● 関係事業者による取組について

競馬主催者や、パチンコ業界では、不適切なギャンブルの誘引を防止するために、注意喚起のための共通標語を広告等に掲載しています。

〔競馬主催者の例〕



JpnⅢ ダート 1200m 盛岡競馬場
第24回 クラスタースタールカップ
同日開催 2019 YOUNG JOCKEYS SERIES
ヤングジョッキーズシリーズ トライアルラウンド盛岡
YJS YOUNG JOCKEYS SERIES
出走騎手 藤田 菜七子 (JRA) / 菊沢 一樹 (JRA) / 木幡 巧也 (JRA) / 山田 敬士 (JRA) /
大塚 海渡 (JRA) / 菅原 明良 (JRA) / 岩本 怜 (岩手) / 塚本 涼人 (岩手) /
藤本 現暉 (大井) / 仲原 大生 (大井) / 大木 天翔 (大井) / 櫻井 光輔 (川崎)
馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び 無料優待バス運行中!
地方競馬の救済基金は、着賞額等に活用されています。 詳しくはホームページでご確認ください。 岩手競馬

※岩手競馬オフィシャルホームページより

〔パチンコ業界の例〕



パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。
のめり込みに注意しましょう。 パチンコ・パチスロ産業21世紀会
私たちは業界14団体で構成しています。
CAUTION

※パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会ホームページより

2 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

(1) 相談支援体制の整備

【現状等】

- 精神保健福祉センター及び各保健所においては、「こころの健康相談」としてギャンブル等依存症に関する相談を来所又は電話により受け付けており、平成30年度には、精神保健福祉センターが278件、保健所が86件の相談に対応しました。
(10 ページ参照)
- 県民生活センター、消費者信用生活協同組合、法テラス等においては、ギャンブル等依存症に関連した多重債務の相談に対応しています。
- 競馬主催者においては、ギャンブル等依存症相談窓口を設置し、全国公営競技施行者連絡協議会が設置した「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の周知等に努めています。
- ぱちんこ事業者団体においては、ぱちんこへの依存に関する相談に対応する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置や、ぱちんこ依存に関する相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下、「RSN」という。）の周知等に努めています。
- 本県におけるギャンブル等依存が疑われる者の推計約8,000人と比較すると相談件数が少なく、相談窓口が必ずしも十分に利用されていないと考えられることから、各相談窓口の一層の周知と活用の促進が必要です。
- ギャンブル等依存症である者やその家族は、ギャンブル等依存症のほか、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の様々な問題を抱えていることがあり、個々の状況に応じた適切な相談支援が求められています。
- ギャンブル等依存症である者の家族が、お互いの悩みを話し合い、ギャンブル等依存症による問題行動への対応を学べる場が求められています。
- ギャンブル等依存症である者やその家族が、出来るだけ早期に適切な医療や支援を受けるためには、関係事業者が運営する相談窓口に加え、身近な地域の相談窓口の設置や周知、関係機関・団体相互の連携体制の構築が必要です。

【目標】

相談から治療、回復支援に係る機関相互の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、ギャンブル等依存症である者やその家族が適切な支援を受けられる体制を構築します。

【具体的取組】

① 地域における相談支援体制の整備及び周知

- ギャンブル等依存症である者やその家族が必要な治療や支援を受けられるよう、地域における相談窓口を設置するとともに、広く周知を図ります。
- 保健所において、不眠、ひきこもり、アルコール問題、ギャンブル等依存症等に関する相談に対応する「こころの健康相談」を実施します。
- 精神保健福祉センターにおいて、精神疾患、ひきこもり、アルコール、薬物ギャンブル等依存症に関する相談に対応する「こころの相談電話・来所相談」を実施します。
- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族が、依存症についての正しい知識と対処法を習得し、適切な対応を行うことができるようにするための「依存症家族教室」を開催します。
- 県民生活センターや関係機関・団体等の相談窓口において、ギャンブル等依存症に起因する消費生活相談や多重債務に関する相談に対応します。
- 競馬主催者が設置する相談窓口において、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の周知を図るとともに、相談を必要としている人に対し、同センターへの相談を促します。
- ぱちんこ事業者団体において、ぱちんこへの依存に関する相談に対応する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、「自己申告プログラム」等のギャンブル等依存症の防止対策や、RSN、精神保健福祉センター等の相談機関の紹介を行います。
- 生活困窮者自立支援制度に係る相談制度等において、ギャンブル等依存に起因する問題に関する相談に対応し、適切な支援につなげます。

- 東日本大震災津波の被災地における被災者のこころのケアを実施するため、岩手県こころのケアセンターを設置し、ギャンブル等依存を含むこころの相談に対応します。
- 東日本大震災津波被災地で被災者の見守り相談支援を行う生活支援相談員の活動の中で、対象世帯のギャンブル等依存に起因する問題についても把握に努め、適切な支援につなげます。
- 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、関係機関・団体の取組状況に係る情報共有や、課題に関する検討を行い、日常的な連携につなげていきます。

(2) 相談支援等を行う人材の育成

【現状等】

- 精神保健福祉センターでは、アルコール、ギャンブル及び薬物の依存症の相談支援に携わる職員等を対象に、依存症について理解を深めることや、本人支援に必要な技術を習得することを目的とした「依存症支援者研修」を開催しています。
- 国が指定した依存症対策全国拠点機関では、依存症の相談支援に当たる職員を対象とした、依存症である者やその家族からの相談への対応力を強化するための研修が実施されており、県内の医療機関等の職員も受講しています。
- 関係事業者においては、従業員のギャンブル等依存症への理解を深める研修の開催や、相談対応に当たる相談員（アドバイザー）の養成等を行っています。

【目標】

ギャンブル等依存症である者やその家族を出来るだけ早期に、相談、治療及び回復支援につなげることができるよう、相談対応に当たる職員の養成や、資質の向上に努めます。

【具体的取組】

① 相談支援等を行う人材の育成

- 精神保健福祉センターにおいて、引き続き、「依存症支援者研修」を開催します。
- 保健所において、ギャンブル等依存症である者に対する生活の支援を行う者がその支援方法等について学び、ギャンブル等依存が疑われる者の早期発見・早期介入につなげること等を目的とした「地域生活支援研修」を開催します。

- 専門相談に対応する関係機関等に対し、依存症対策全国拠点機関等が実施している「依存症相談対応指導者養成研修」や「地域生活支援指導者研修」等専門研修に関する情報を提供し、受講を呼び掛けます。
- 消費生活相談や、多重債務の相談に対応している関係機関等においては、国の研修への参加等を通じて、ギャンブル等依存に対する理解・知識を深め、適切な相談支援機関につなげる等対応力の向上に努めます。
- 競馬主催者においては、従業員のギャンブル等依存症への理解を深めるための研修を開催するとともに、外部研修の受講を呼び掛けます。
- ぱちんこ業界は、各店舗において、ぱちんこへの依存に関する相談に対応する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の養成に努めます。

3 医療における質の向上と連携の促進

(1) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等

【現状等】

- 「いわて医療ネット～岩手県医療機関検索サービス～」によると、県内でギャンブル等依存症に対応している医療機関として、17 医療機関（令和 2 年 11 月 1 日現在）が登録されています。
- 令和 2 年 11 月 1 日現在、本県では、ギャンブル等依存症の治療に対応した専門的な医療を提供する専門医療機関は選定されていませんが、県障がい保健福祉課が令和 2 年 7 月に実施したアンケート調査によると、県内の 21 精神科病院のうち 6 病院が、令和元年度にギャンブル等依存症の診療実績（他の疾患と併せて診療を行った場合も含む）があったと回答しています。
- ギャンブル等依存症である者が、地域においてギャンブル等依存症の治療に対応した専門的な医療を受けられるようにするためには、ギャンブル等依存症の治療に対応した専門的な医療提供体制の整備を促進し、専門医療機関の選定を進める必要があります。
- 国が指定した依存症対策全国拠点機関においては、ギャンブル等依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした、ギャンブル等依存症の専門性を向上させるための研修が行われていますが、未だ県内からの受講者は少ない状況です。

【目標】

ギャンブル等依存症である者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、地域において必要な専門医療機関の整備、医療機関と関係機関・団体の相互の連携が推進できる基盤を構築します。

【具体的取組】

① 地域における医療提供体制の整備

- ギャンブル等依存症である者やその家族が必要な治療や支援を受けられるよう、診療実績を有する精神科病院等を中心にギャンブル等依存症に関する専門的な医療提供体制の整備を促進し、専門医療機関の選定につなげるとともに、ギャンブル等依存症の治療に対応した地域の医療機関の拡充と周知を図ります。

- ギャンブル等依存症である者の効果的な治療を行うために、医療機関及び精神保健福祉センターにおいては、ギャンブル等依存症の専門プログラムの導入に努めます。

② 医療従事者の専門性の向上

- ギャンブル等依存症である者が、専門的な医療を受けられるよう、県において、医療従事者を対象とした、ギャンブル等依存症への対応について専門性を高めるための研修を開催します。
- ギャンブル等依存症の治療に当たる医療従事者を対象に依存症対策全国拠点機関等が実施する、ギャンブル等依存症への対応について専門性を高めるための研修に関する情報を提供し、受講を呼び掛けます。

③ 調査研究の推進等

- 国立保健医療科学院が運営する厚生労働科学研究成果データベースや国立研究開発法人医療研究開発機構（AMED）における研究成果について情報収集を行い、関係機関に提供するとともに、事業実施の際の活用に努めます。

(2) 関係機関との連携の促進

【現状等】

- ギャンブル等依存症である者を、できるだけ早期に適切な治療につなげ、その後も切れ目のない回復支援を行っていくためには、医療機関と相談支援機関、自助グループ等の関係機関との連携が必要です。

【目標】

医療機関と相談支援機関、自助グループ等との相互の連携体制を構築します。

【具体的取組】

① 関係機関・団体との連携等

- 精神保健福祉審議会や精神科救急医療体制連絡調整委員会等を通じて、ギャンブル等依存症の実情を関係者間で共有し、相互理解を深めます。
- ギャンブル等依存症である者が、継続して回復に取り組めるよう、医療機関は、必要に応じて自助グループの紹介等を行います。

- 競馬主催者やぱちんこ事業者団体が設置している相談窓口において、ギャンブル等依存が疑われる者に対して、早期に支援につなげられるよう、医療機関、精神保健福祉センター等の紹介を行います。
- 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、関係機関・団体の取組状況に係る情報共有や、課題に関する検討を行い、日常的な連携につなげていきます。（再掲）

4 ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

(1) 社会復帰の支援

【現状等】

- ギャンブル等依存症に対する社会全体の理解が十分ではないと考えられるため、ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により回復が十分可能であるという正しい認識を、社会全体に広めていく必要があります。
- ギャンブル等依存症の回復のためには、ギャンブル等を止め続ける必要があります、そのためには、医療機関への通院と併せて、同じ問題を抱えた当事者が集まり、お互いに体験を共有し、分かち合うための自助グループ等への参加が重要です。

【目標】

ギャンブル等依存症である者の円滑な回復と社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症に関する社会の正しい理解を促進するとともに、自助グループ等と連携し、ギャンブル等依存症である者等に対する継続的な支援に取り組みます。

【具体的取組】

① ギャンブル等依存症に関する理解促進

- ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症が適切な治療や支援により回復が可能であることについて正しい認識を普及し、ギャンブル等依存症に関する社会全体の正しい理解を促進します。

② 自助グループ等の活用促進

- ギャンブル等依存症である者が、回復に向けて継続して取り組んで行けるよう、関係機関の間で地域の自助グループ等の情報共有に努め、必要に応じてギャンブル等依存症である者を自助グループ等の活用につなげます。

(2) 民間団体の活動に対する支援

【現状等】

- ギャンブル等依存症からの回復においては、当事者による自助グループ等が大きな役割を果たしており、ギャンブル等依存症である者が継続的に回復に向けて治療に取り組むためには、同じ目的を持った仲間と回復を目指すための自助グループ等に参加することが重要です。
- ギャンブル等依存症対策においては、世帯内でギャンブル等依存に起因する多重債務問題等に巻き込まれ苦しんでいる家族への支援も必要であり、同じ悩みを抱えた家族が、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあう家族会等の自助グループの活動も重用な役割を果たしています。
- 県内では、自助グループ等として、当事者の集まりであるGA（ギャンブラーズ・アノニマス）や、家族の集まりであるギャマノン等が活動していますが、広く県民に認知されているとは言えないことから、更なる周知が必要です。
- また、自助グループ等の数は、県内では未だ少ない状況であり、活動地域も限られることから、自助グループ等の育成や活動への支援を行う必要があります。

【目標】

自助グループ等の活動や取組について、周知を図るとともに、自助グループ等の育成及び活性化を図ります。

【具体的取組】

① 自助グループ等への支援

- 自助グループ等の活動や取組等について、相談支援機関や事業者団体等の関係機関のホームページやリーフレットへの掲載等により広く周知を図り、県民の理解を促進します。
- 自助グループ等が開催する事業等について、主催者と積極的に連携を図りながら後援等を行うとともに、自助グループ等の活動や取組等を紹介するギャンブル等依存症に関する普及啓発イベントや研修会等を開催します。
- 自助グループ等の活性化に資するよう、相談支援機関や事業者団体等の関係機関と連携を図り、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供するなど、自助グループ等の活動の支援に努めます。

- ギャンブル等依存症者等やその家族が身近な地域で自助グループの活動に参加できるよう、新たな自助グループの設立に向けた支援に努めます。

● 自助グループ等の活動について

自助グループは、ギャンブル等依存症からの回復に向けて、同じ問題を抱えた人たちが、グループメンバーと体験を共有し、分かちあい、自分の抱える問題や悩みをしっかりと直視して自分を変化させていくことを目的に結びついた集団のことをいいます。

家族会は、依存症者を家族にもつ人たちが、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあう会です。

● GA（ギャンブラーズ・アノニマス）

ギャンブル等依存症の問題を抱える当事者のグループです。

1957年にアメリカで発足して以来、世界中に広まっており、日本国内では、令和2年4月現在、46都道府県で196グループが活動しています。

メンバーは、本名を明かす必要はなく匿名で参加しています。定期的なミーティング活動を行っており、ミーティングでは、12ステップのプログラム※を活用し、互いの過去の経験や現在の状況を語り合います。

ミーティングは、聞きっぱなし・言っぱなしが基本で、議論などは行いません。普段の生活では言えないことをミーティングで語り、また、自分が直面した問題の解決方法を共有する事により、お互いに希望を分かち合う重要な側面もあります。

GAへの参加は、ギャンブルをやめたいという願いだけであり、会費も不要で、会場を直接訪問するだけで参加することができます。

詳しくは、GAのホームページをご参照下さい。

HPアドレス：<http://www.gajapan.jp/index.html>

※12ステップのプログラム：嗜癖（アディクション）、強迫性障害、その他行動問題からの回復のための、ガイドライン方針のリスト。

●ギャマノン

ギャンブル等依存症の問題を抱えた当事者からの影響を受けた家族等のためのグループです。家族・友人などの同じ立場の人たちが集まり、定期的にミーティング活動を行っており、本名を明かさずに匿名での参加が可能となっています。

GAと同様に、参加のための資格や会費は必要ありません。

参加することで、悩みや苦しみを分かち合い、勇気や元気をもらい、お互いを支え合うために活動しています。

詳しくは、ギャマノンのホームページをご参照下さい。

HPアドレス：<http://www.gam-anon.jp/>

5 指標

本計画では、以下に掲げる項目を指標として設定し、最終年に当たる令和5(2023)年度に本計画に基づく取組の評価を実施します。

(1) ギャンブル等依存症の普及啓発イベントの参加者数の増

県民に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図るために開催する普及啓発イベントの参加者数を増やします。

○ 現状値：50人※

※ アルコール関連問題啓発フォーラム参加者数を参考に算出。

(2) 民間団体と連携した地域における相談窓口の設置

ギャンブル等依存症である者やその家族等が、地域において必要な支援を受けるための相談窓口を、民間団体と連携しながら、計画期間内に1か所以上設置します。

(3) ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定

ギャンブル等依存症である者が、必要な医療を受けるための専門医療機関を、計画期間内に1か所以上選定します。

(4) 自助グループの参加者数の増

ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を果たす自助グループの参加者数を現状から増やします。

【目標値】

○ 現状値：5人※

※令和2年度時点のギャマノン盛岡グループの参加者数を参考に算出

V 推進体制等

1 それぞれの役割と連携

(1) それぞれの役割

基本法第5条から第9条にかけて、国、県、市町村、関係事業者、県民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務が定められており、これらを踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策を推進していきます。

① 国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、推進します。

② 県

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、本県の状況に応じた施策を策定し、推進します。

③ 市町村

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国、県との連携を図りつつ、施策を推進します。

④ 関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に配慮するよう努めることが求められます。

⑤ 県民

県民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めることが求められます。

⑥ ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めることが求められます。

(2) 包括的な連携協力体制の構築

- ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係機関・団体による包括的な連携協力体制を構築する必要があります。
- そのため、各分野の関係機関・団体等で構成する「岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会」を開催し、関係機関・団体の取組に関する情報共有や、課題に関する検討等を実施しながら、本県におけるギャンブル等依存症対策を推進します。

2 関連施策との有機的な連携

- 本計画に基づくギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、「岩手県保健医療計画」、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」、その他の保健・医療・福祉の各分野に関する計画に基づく施策や、多重債務相談に関連する施策等と有機的な連携を図りながら対策を推進します。

3 計画の評価及び見直し

- 計画期間の最終年に当たる令和5（2023）年度に本計画に基づく取組の評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを行います。
また、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に的確に対応するために必要と認められる場合は、岩手県ギャンブル等依存症推進協議会の意見を聞きながら、本計画の見直しを行います。

【参考資料】

1 ギャンブル等依存症対策基本法

ギャンブル等依存症対策基本法〔平成三十年七月十三日号外法律第七十四号〕

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下こ

の条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

（教育の振興等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っ
てその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法

律第九十一号) 第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（概要）

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状		
➢ 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）		
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等		
➢ 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援		
➢ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮		
➢ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮		
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項		
➢ 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）		
➢ 基本的な考え方		
	PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進
		重層的かつ多段階的な 取組の推進
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について		
➢ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施		
➢ 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進		

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ばちんこ] 通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ] 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート] インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート]
アクセス制限 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ばちんこ] 自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ばちんこ] 18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ばちんこ] 施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]
依存症対策の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート] 依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ばちんこ] 第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心バチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ばちんこ]
II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] 多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] 受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]
III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
<ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省] 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁] 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省] 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁] 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省] 	
IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
連携協力体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省]（平成31年度～） 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成[厚労省] 刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]
V 調査研究：基本法第22条関係	
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省] 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート] 	
VI 実態調査：基本法第23条関係	
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省] 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁] 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ] ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省] 	
VII 多重債務問題等への取組	
<ul style="list-style-type: none"> 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁] 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁] 	

3 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

(目 的)

第1 本県におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第13条第1項の規定に基づく県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本法第13条第3項の規定に基づく推進計画の変更に関すること。
- (3) 県が推進計画に基づき行うギャンブル等依存症対策に関すること。
- (4) その他、会長がギャンブル等依存症対策を推進するために必要と認めること。

(組 織)

第3 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が任命する。

- (1) ギャンブル等依存症に関して専門的知識を有する者
- (2) ギャンブル等依存症の当事者及びその家族を代表する者
- (3) その他ギャンブル等依存症対策に携わる関係機関及び関係団体の職員

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長が事故等で不在のときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5 協議会は、保健福祉部長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(オブザーバーの出席)

第6 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は令和2年6月24日から施行する。

岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会 委員名簿

(敬称略)

区分	役職	氏名
医療(4)	日本精神科病院協会岩手県支部 支部長	伴 亨
	岩手県医師会	藤 村 剛 男
	岩手県立一戸病院 上席医療社会事業士	加 藤 暁 子
	岩手県精神保健福祉士会	浅 沼 充 志
学識経験者(2)	岩手医科大学神経精神科学講座 教授	大塚 耕太郎
	岩手県立大学看護学部 教授	伊 藤 收
福祉(1)	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 事務局長	宇 土 沢 学
司法(3)	岩手県弁護士会	団 体 推 薦 者
	岩手県司法書士会	塚 崎 友 三
	岩手県警察本部 生活安全部 生活環境課長	加 藤 秀 昭
行政等(3)	岩手県保健所長会 奥州保健所長	仲 本 光 一
	岩手県精神保健福祉センター 所長	後 藤 賢 弘
	岩手県学校保健会養護教諭部会	上 舘 睦 子
消費者行政(1)	岩手県県民生活センター 所長	藤 本 さとえ
支援機関(1)	消費者信用生活協同組合 専務理事	船ヶ澤 堅一
当事者・家族(2)	当事者の会 会員	当 事 者
	家族会 会員	M O O N
製造・販売(2)	岩手県競馬組合	高 橋 啓 三
	岩手県遊技業協同組合	菊 池 均

令和2年8月7日現在

4 自助グループ等一覧

○ GA盛岡グループ

- ・会場：カトリック四ツ家教会
- ・住所：岩手県盛岡市本町通2-12-25
- ・電話：ムーン 090-2360-6360(SMSのみ連絡可能)まで

○ ギャマノン盛岡グループ

- ・会場：カトリック四ツ家教会
- ・住所：岩手県盛岡市本町通2-12-25
- ・電話：ムーン 090-2360-6360(SMSのみ連絡可能)まで

○ 岩手県信用生活協同組合「語り合い空間」

〔盛岡会場〕

住所：盛岡市南大通1丁目8-7 CFCビル2階

電話：019-653-0001

FAX：019-653-6699

〔北上会場〕

住所：北上市大通り1丁目3-1 北上開発ビル（おでんせプラザぐろーぶ）2階

電話：0197-61-0133

FAX：0197-61-0134

5 簡易スクリーニングテスト

SOGS (The South Oaks Gambling Screen)

○世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。

○若年者用や地域の実情に合わせた修正版も作られている。

○ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。

(選択肢 a. しない、b. 2 回に 1 回はする、c. たいていそうする、d. いつもそうする (c または d を選択すると 1 点))

○ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか。

(選択肢 a. ない、b. 半分はそうする、c. たいていそうする (b または c を選択すると 1 点))

○ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。

(選択肢 a. ない、b. 以前はあったが今はない、c. ある (b または c を選択すると 1 点))

○自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルに使うお金はどのようにしてつくりましたか。またどのようにして借金をしましたか。当てはまるものに何個でも○をつけてください。

(選択肢 a. 生活費を削って、b. 配偶者のお金から、c. 親類、知人から、d. 銀行から、
e. 定期預金の解約、f. 保険の解約、g. 家財を売ったり質に入れて、h. 消費者金融から、
i. ヤミ金融から (○1 個につき 1 点))

1 12 項目の質問中、その回答から算出した点数が 5 点以上の場合にギャンブル依存の疑いありとされる。

2 3 点ないし 4 点の者は将来ギャンブル依存になる可能性が高い (問題ギャンブリング) 。

【出典】厚生労働省作成資料「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」

岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和2年3月

岩手県保健福祉部

020-8570 盛岡市内丸10番1号

障がい保健福祉課（こころの支援担当）

電話 019-629-5450

FAX 019-629-5454

E-mail AD0006@pref.iwate.jp